

非自発的失業者の方へ 国保税が軽減できます

会社の倒産や解雇、雇用期間満了など非自発的な理由で失業した65歳未満の人（雇用保険の特定受給資格者または特定理由退職者）の国保税については、失業した次の日からその翌年度末までの期間、前年所得の給与所得を30/100として算定します。（基準を満たせば7・5・2割軽減を適用）。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として判定します。

※手続きに必要なもの
雇用保険受給資格者証

新型コロナウイルス 感染症に伴うお知らせ

◆新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入が3割程度下がり、納付が困難になった場合、減免の制度があります。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている令和4年度の国保税が対象となります。

この制度の利用には令和5年3月31日までに申請が必要で、収入の減少を証明する書類等を添付していただくこととなりますので、詳細については、電話でお問い合わせください。

◆新型コロナウイルス感染症に伴う被保険者等に対する傷病手当の支給について

給与等が支払われている国保の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染の疑いがあり労務に就けなくなった期間に給与等の全額または一部を受けることができなかった場合、傷病手当金が支給される制度があります。

この制度の利用には申請が必要で、事業主の証明などを添付していただくこととなりますので、詳細については、電話でお問い合わせください。

国保の お知らせ

国保税の納税通知書は
7月中旬に発送します

同封のお知らせ文書に、国保についての詳しい内容を記載していますので、ご覧ください。

【問い合わせ先】
市民保険課保険班
☎53・3115

税率等内訳

区分	国保税		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	※令和3年中の総所得金額等－基礎控除（43万円）		
	8.5%	3.0%	2.4%
均等割（※1）	※加入者1人につき		
	26,400円	8,400円	9,000円
平等割	※1世帯につき		
	20,000円	8,000円	7,000円
最高額	※1世帯につき		
	65万円	20万円	17万円

（※1）令和4年度より、子育て世代の負担軽減を図るため、未就学児に係る均等割額の2分の1を減額します。

- ・後期高齢者支援金分を全被保険者に、介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方に、国保税として負担していただいています。
- ・所得により、均等割・平等割の7割、5割、2割を軽減する制度があります。
- ・病気や災害等で国保税の納付が困難な場合は申請により減免されることがあります。

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持っています。かかりつけ医や薬剤師と相談の上、ジェネリック医薬品を選択することができます。ジェネリック医薬品を選択することにより、自己負担額が軽減される方については、ジェネリック医薬品普及促進差額通知書を送付します。なお、差額通知書の送付を希望しない方は、ご連絡をお願いします。

後期高齢者医療制度のお知らせ

■問い合わせ先
市民保険課保険班
☎53-3115

令和4年度の保険料率

均等割 55,500円 (昨年度から引き上げ) 所得割 10.50% (昨年度から引き上げ)

※後期高齢者医療制度の保険料は、全員に等しく負担していただく『被保険者均等割額』と所得に応じて負担していただく『所得割額』を合計して被保険者個人ごとに算出します。

令和4年度の保険料では次の変更があります

◆1人あたりの年間保険料の上限額の引き上げについて

1人あたりの年間保険料の上限額 令和3年度：64万円 → 令和4年度：66万円

◆新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染等により、労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合など、一定の条件を満たす方に傷病手当金が支給されます。

◆新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免について

新型コロナウイルスの影響により、被保険者の属する世帯の世帯主の収入が減少し、保険料を支払うことが困難と認められた場合には、保険料が減額または免除されます。

保険料等の詳しい内容については、7月中旬に送付する後期高齢者医療被保険料額決定通知書に同封するリーフレットをご覧ください。

保険料額決定通知書兼納付通知書と新しい保険証を発送します

保険料額決定通知書兼納付通知書は

7月中旬に発送予定です

個人ごとの令和4年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、以下のいずれかの方法となります。

特別徴収（年金天引き）

原則として、年金の受給額が年額18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方は年金から天引きされます。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により市へ納付をお願いします。

※（注）同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。

新しい保険証は

7月下旬に発送予定です

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日

です。新しい保険証は7月下旬にお届けします。また、後期高齢者医療限度額適用認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までです。現在認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には、新しい認定証をお届けします。



令和4年度は制度改正に伴い、全被保険者に7月※1と9月※2の2回に分けて新しい後期高齢者医療被保険者証を発送します！

※1：8月1日～9月30日の間に有効な保険証(若草色)を、7月下旬に送付予定

※2：10月1日～令和5年7月31日の間に有効な保険証(水色)を、9月下旬に送付予定
令和4年10月1日から、医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の『1割』と『3割』に、新たに『2割』が追加され、『1割』『2割』『3割』の3区分となります。